

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第3回 枚方市景観審議会
開 催 日 時	平成27年3月26日（木） 10時00分から 11時50分まで
開 催 場 所	ひらかたサンプルザ1号館6階 枚方市職員研修室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：岡委員、恩地委員、加藤委員、清水委員 富田委員、福山委員、藤本委員、嶺倉委員
欠 席 者	委員：鶴島委員、小野委員
案 件 名	議案1. 枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について
提出された資料等の名称	次第 議案第1号 資料1. 屋外広告物等の規制及び誘導の検討について 資料2. 屋外広告物等の規制及び誘導の検討イメージ図 資料3. 屋外広告物等の規制及び誘導の検討の概要（案） 資料4. 「枚方市内の屋外広告物等に関する市民アンケート」集計結果 資料5. 屋外広告物の規制及び誘導の検討に係るスケジュール（案） 参考資料 平成26年度第2回枚方市景観審議会会議録 審議会委員名簿
決 定 事 項	屋外広告物等の規制及び誘導については、事務局案を基本とし、基準の詳細については、専門部会で検討を行う。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	0 人
所 管 部 署 (事 務 局)	都市整備部 都市整備推進室

審 議 内 容

1 開 会

吉 川 会 長： ちょうど10時になりましたので、ただいまより平成26年度第3回の枚方市景観審議会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、年度末の何かとお忙しい中、本審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、前回諮問を受けております「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について」、特に調査の結果の内容をもとに審議をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本日の会議録の署名人については、前回順番を飛ばさせていただきました岡委員と、昨年度の取り決めに合わせて50音順となりますので、新しく委員になりました加藤委員にもお願をしたいと思ひます。加藤さんについては、ご紹介を後ほど事務局のほうからお願をしたいと思ひます。

それでは、本審議会の開催に当たりまして、市を代表して戸野谷都市整備部長よりご挨拶をお伺ひしたいと思ひます。戸野谷都市整備部長、よろしくお願いたします。

戸 野 谷 部 長： おはようございます。都市整備部長の戸野谷でございます。

委員の皆様には、平素より本市行政にご支援、ご協力をいただきまして、まことにありがとうございます。また、年度末の何かとお忙しい中、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて、早いもので本市も景観行政団体となりまして1年を迎えようとしておりますが、この間、良好な景観形成に向けまして、広報紙やホームページ、また近畿景観シンポジウムの開催などを通じまして、市民や事業者の皆様への情報発信に努めていたところでございます。

また、昨今の屋外広告物行政を取り巻く状況といたしましては、本年2月に札幌市内で発生いたしました看板の落下事故を受けまして、国から「屋外広告物の安全点検の強化」についての依頼がございまして、現在、本市では市内の屋外広告物管理者へ自主点検要請文書を発送いたしまして、その点検結果を取りまとめて国に報告する作業を進めているところでございます。このように、屋外広告物の安全確保に向けた取り組みも今後ますます重要性を増してくるものと考えているところでございます。

本日の審議会では、前回諮問させていただきました景観行政に即した屋外広告物の規制誘導につきまして、市民アンケートや実態調査の結果と、その結果を踏まえた検討内容について提案をさせていただく予定でございます。よろしくお願をいたします。

簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告と資料の確認を、事務局からお願いしたいと思います。

事務局： 事務局の土井原でございます。

まず始めに、委員の出席状況をご報告させていただきます。本会の委員総数は12名でございますが、本日は10名の委員の皆様にご出席いただいております。枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく委員総数の過半数に達しております。

したがって、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、市民委員の任期満了に伴い、前回まで参画していただいた木下委員と山下委員にかわり、平成26年11月より1年の任期で、今回から加藤委員に市民委員として参画していただくことになりました。加藤委員、今後よろしくお願いいたします。

加藤委員： 本日より景観審議会の市民委員として参加させていただきます加藤と申します。

私、もともとは京田辺の育ちでして、枚方に越してきたのは2008年なので、約7年前となります。現在は枚方の地域情報サイトである「枚方つーしん」というところでライターをしております、枚方のまちの移り変わりなどを仕事としても見ているという立場であります。

京田辺で住んできた人間としましては、枚方というまちはベッドタウンでもありながら商業施設も充実しており、そして枚方宿などの歴史も深いという意味ですごく多面性のあるまちであり、おもしろいまちだなというふうに認識しております。

より、この枚方がよくなっていくために、市民の立場としていろいろと思うところを、少しずつではありますが、述べることができたらなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。以上でございます。

吉川会長： ありがとうございます。

事務局： あと本日、鶴島委員、小野委員につきましては欠席される旨の連絡をいただいております。

また、今回は事務局として、今年度、屋外広告物の実態調査業務委託の請負者といたしまして、その担当者も同席しております。調査に関する技

術的な質疑等に対応する予定でございます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の資料につきましては、「議事次第」、議案第1号資料といたしまして「資料1」、「資料2」、「資料3」、「資料4」、「資料5」でございます。

次に、参考資料といたしまして、前回の会議録であります「平成26年度第2回枚方市景観審議会会議録」でございます。次に、「審議会委員名簿」でございます。

最後に、当日資料といたしまして、1、2、3と右肩に書いております資料でございます。以上でございます。過不足ございませんでしょうか。

なお、机にあります氏名を記載させていただいております資料は、次回の審議会でも使用しますので、そのままにしておいていただきたいと思っております。

吉川会長： ありがとうございます。

ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。

本審議会は、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、原則公開としております。

本日の議案を確認したところ、個人情報などの公開すべきでない情報が含まれた案件ではございませんので、本日の審議会は公開とさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： （異議なしの声）

吉川会長： それでは、本日の審議会は公開とします。そこで、本日傍聴人はおりませんでしょうか。

事務局： 本日は、傍聴を希望される方はおられません。

2 議 題

吉川会長： それでは、傍聴人がおられないということで、早速審議に移りたいと思います。

それでは、議案「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について」、資料1の「1. 検討に係る4つの視点」と「2. 屋外広告物に関する現状について」、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局： おはようございます。都市整備推進室の松下です。よろしくお願いいたします。

枚方市の枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導についてご説明させていただきます。

最初に、今回は新たに市民委員になられました加藤さんもおられますので、経過を簡単にご説明いたします。

屋外広告物の規制につきましては条例で規定しておりますが、平成26年4月の中核市移行に伴い施行しました本市条例につきましては、従前の大阪府条例を参酌した内容となっております。本市の景観特性を踏まえた独自の規制とする必要がある状況でございます。これは、平成26年1月に、景観計画策定に係ります本審議会答申の附帯意見でもございます。この検討のため、市民アンケートや実態調査を実施予定であることを、前回までの審議会でご報告しております。

また、前回の審議会では、景観基本計画や景観計画に即した屋外広告物の規制及び誘導につきまして諮問をさせていただいたところがございます。

それでは、資料に沿ってご説明をいたします。始めに資料1をご覧ください。この資料が本日ご説明する内容の目次的な役割となっております。

それでは、資料1の「1. 検討に係る4つの視点」をご覧ください。

「1. 検討に係る視点」を、4つ挙げています。この内容は前回の審議会でもお示ししたとおり、これまでの審議会の中で各委員からいただいた意見や提案を整理したものでございます。

1つ目は、景観計画との整合です。これは、大阪府の条例を準用したことで生じております、全体の区域設定や景観計画で設定しております景観形成区域としての軸やターミナル拠点等の整合を図るための検討でございます。

2つ目は、良好な景観形成です。これは、主に住居地域である第2種低層住居専用地域について、第1種低層住居専用地域と同等な区域としての規制誘導策の検討でございます。

3つ目は、利便性の向上です。これは、道路軸での非自家用広告物について、利便性なども考慮し、適正な規制誘導の検討でございます。

4つ目は、新たな課題への対応です。これは、デジタルサイネージなどの新たな広告媒体等についての規制誘導策の検討でございます。

このような視点を持って、今回実施しました市民アンケート調査や屋外広告物の実態調査結果を踏まえまして、屋外広告物の規制・誘導策の検討を進めてまいりました。

次に資料1の「2. 屋外広告物等に関する現状について」をご覧ください

い。

なお、説明に当たりましては、前面のスライドを中心に株式会社パスコの担当者より行いますので、よろしくをお願いします。

委 託 業 者： このたび私どものほうは、この枚方市の屋外広告物の規制及び誘導の検討ということを目的としまして、市民アンケート及び屋外広告物の実態調査を担当させていただきました。その調査の概要と結果につきまして、簡単ではございますが、少し説明させていただければと思います。

まず、屋外広告物に関する市民アンケートですけれども、概要といたしましては、枚方市民2500人を無作為抽出させていただいて、アンケートを配布させていただきました。合わせて、市政モニター制度登録の公募市民300名の皆さんに関しましてもアンケートを配布させていただきました。計2800人の方にアンケートを行いました。

回収率といたしましては1078人、約39%の方からのご回答をいただいたということでございます。

設問内容といたしましては、屋外広告物等に関する意識、例えばまちなみに影響を与えていると思いますか、また消費行動への影響、さらには屋内広告物やデジタル広告物についてどう思われますかといったところをお聞きしております。そして、その屋外広告物の拡充に関する意向、もっと増やしたほうが便利になると思いますかといったような質問でございます。そして、規制に関する意向ということで、やはりそれはまちなみに対して影響があるということも踏まえて、規制したほうが良いと思われませんか、そういったことをお聞きしております。

そのアンケート調査から見えてきたものということで、幾つかポイントを説明させていただきます。まず、最初でございますけれども、屋外広告物はまちの美しさに関する重要な要素だと思われませんかといったところをお聞きしましたところ、重要な要素だと思うと回答された方は73.3%と、7割の方がそう思われているといったところになりました。この割合といたしますのは、当然世代によって多少の変動はございますけれども、若い方たちも、また高齢者の方々も、大体こういった高い割合で重要な要素だというふうに考えておられるということがわかりました。

続きまして、屋外広告物に関してどういったところの屋外広告物がまとまりがないと思われませんかとお聞きしたところ、最も高いのは枚方市駅周辺、ここが突出してまとまりがないように感じると出てきておりました。

続きまして、現状より目を引く広告物を望む人、つまりもっと広告物を増やしたほうが良いと思いますかとお聞きしたところ、幾つかありますが、基本的には特になし、そんなの別に必要ないよといった方が最も多く、ほとんどの方が、これ以上は別に広告物は必要と思っていないといったと

ころが挙げられます。

続きまして、どういった広告物がまちなみの中で目立つかとお聞きしたところ、「広告旗、のぼり」がまちなみの美しさを乱しているという意見が多いです。ここはアンケートの項目の中で、「広告旗、のぼり」というふうにしておりますが、実際的なところはやはりのぼりといったものが一番多く挙げられております。具体的な意見といたしましては、道路の際まで飛び出していて、ひらひらしているのが目立つというのが1つと、それが交通、歩行だとか車の交通の邪魔になるといいますか、安全性に対する問題点といったところも指摘されております。

さらに広告物の、これは行政の専門的な区分でございまして、自家用・非自家用、つまり自家用というのは自分たちの店の広告を自分たちの敷地に掲出するような看板、非自家用といいますのは、道路際にあるような、このお店まであと何キロといったような案内板のようなもの、自分たちの敷地でないところに掲出する看板でございまして、そういった種類に関しまして、別に区別なく捉えられていると。広告物は広告物だといったところで、非自家用とか自家用に関らず、ある程度のコントロールというのは必要じゃないかといったところが、ここから見えてくると思われま

す。

以上のようなことを踏まえまして、アンケートにつきましては、市民にとって屋外広告物に対する関心というのは高く、特に枚方市駅などを中心にまちなみ景観への配慮といたしまして、広告物を適切にコントロールすることが市民意向から見えてくるのではないかというふうに考えております。

続きまして、実態調査の結果より見えてくるものというところで、実態調査のほうの説明をさせていただきたいと思えます。

委 託 業 者： 今回、屋外広告物の実態調査というところで、現状の広告物の大きさや道路からの距離など、掲出状況を把握するという目的で、MMSと呼ばれる移動計測車両を使いまして沿道情報を取得しております。こちらのこういった車、上にレーザーとカメラと、あとGPSなのですが、そういったものを積んでおまして、この車を走らせることによりまして、実際の広告物の画像ですとか、レーザーを当てることによってその場所、位置、高さを取得しまして、それらの結果から広告物の掲出状況を把握するというのをさせていただきました。

調査の結果としまして、6646基を今回抽出しております。実際に調査を行った路線、対象の範囲なのですが、こちらにございまして16路線分ほど調査を行っております。道路景観軸、河川景観軸、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、景観重点区域、東部景観区域、

ターミナルの拠点景観と、あと屋内広告物、この項目に従いまして16路線ほど今回、実際の調査というものを行っております。

実際の調査の結果をどういうふうに把握していくかという、専用ソフトを使いますと、このような形でカメラで撮った写真、その上に水色の点がざっと並んでいるのが見えるかと思えます。これが実際のレーザーの成果です。例えば、ここの点とここの点というのを専用のソフトで測ることによって、そこの距離を求めることができます。また、この点とこの点というのを測ることによって、高さを求めることができますので、そういった形で広告物の距離、高さ、あとは画像から色、GPSを積んでいますので実際の場所を把握していくということを行っております。

では、実際に撮影した動画を簡単にご覧いただこうかと思います。これは国道1号の池之宮の交差点からしばらく走ったところの画像を今見ていただいております。実際には、2メートル走るごとに1回カメラで画像を撮っているというのが現状です。それを今連続して再生することによって、動画のような形でお見せしております。こういった形で、走るときには極力車間距離をあけて、全体が広く写るような形で実際の計測走行というものを行っておりますので、比較的前のほうは見やすいような形になるかと思います。

実際このような調査を行いまして、その調査の結果から見えてくるところを、引き続きまして、報告させていただきます。

委託業者： 今回約6600基の広告物というのを抽出いたしました。その高さとか面積だとか色だとかといったところを抽出しまして、分析した結果から見えてきたものというのを幾つかご紹介したいと思います。

まず1つ、分量というところで、一体どういったところに広告物がたくさん掲出されているかといったところを、この図で示しております。ここでは、広告物の密度は枚方市駅周辺が高いというふうにしてありますけれども、ここにありますように、枚方市駅周辺といったところが距離100メートルあたりの密度で40基余りといったところで突出して多く抽出されたということがわかります。次点が国道1号のところで、ここに関しては20基弱というところになりますので、それらの倍以上の密度の広告物が枚方市駅周辺にはあるというふうを考えております。

実際、枚方市駅周辺はどのような形かということ、今回の会場は駅前のビルでございますので、こちらに来られるときにも駅前の状況は多く見られたかと思うのですが、これはそれより1本北側の通りのところの状況でございます。このように壁面にたくさんの広告物が掲出され、さらに屋上にも広告物がありますし、歩道橋にはのぼりとか立て看板がたくさんあります。さらにビルには屋内広告物といいますか、ビルの窓の内側から

ポスターのようなものを貼って、ビルの外側に見せているといったような、ありとあらゆる広告物が見えている状況になっているというふうに考えております。

先ほどのアンケートの中でも、枚方市駅周辺というのは広告物が多いというふうな意見がたくさん得られましたけれども、それも実態をあらわしているといったところもあるのかなと思います。

こういった地域の実態を踏まえた広告物の規制、誘導というのを検討していく必要があるというふうに考えております。

続きまして、広告の種別ですけれども、広告物の種別は壁面広告物が多くあるというところがございます。屋上にある広告物や壁面、そして自立広告物とも言いますけれども、地上広告塔、あるいは突出看板、ビルから突出させているような看板など、たくさん種類があるのですけれども、一番多いのは壁面広告物です。これがここで言いますと、3400基余りというところで突出して数が多くなっているというところがございます。

ただし、壁面広告物の実態はどうかというところがございますけれども、この写真の上側の写真にありますように、よく壁面広告物とイメージされるのはこのような上の写真かと思います。このような形で、建物の壁面に大きな広告物をどんと貼るといったところもあるのですが、実際、今回抽出した壁面広告物の中には、下側の写真のようなフェンス越しにひっつけるような、簡易的な広告物といったものが壁面広告物として検出しております。実際のところ、抽出した中でこういった広告物というのも比較的多く得られていまして、実際この左のグラフでございますけど、横軸がそういった広告物の平均の表示面積です。縦軸が平均の高さというのを、広告物の種類ごとに見たものでございます。それを見ますと、全部の広告物の平均線の位置に比べて、壁面広告物は若干、全体の広告物の平均よりも規模とか高さは小さいものになってくるといったところがございます。逆に一番大きいものというのは、屋上広告物です。これは当然、地上からの高さというので、屋上というのは高いというのは当然ですが、合わせて表示面積も大きいと、そういったところがございます。ということで考えますと、屋上広告物というのは景観に対するインパクトというのが非常に大きいということが考えられると思うのですが、壁面広告物につきましては、そこまで大きなものというのは、平均で見るとは問題ないのかなといったところがございます。こういったところも踏まえて、広告物の種類の実態を踏まえながら、効果的な規制や誘導というのを検討していく必要があるというふうに考えております。

続きまして、広告物の掲出場所として、こういったところに広告物が掲出されているかというところがございますけど、国道1号線沿いの広告物につきましては、おおむね道路から50メートルの範囲にあるといったと

ころがございます。この下のグラフですけれども、広告物が道路の沿道からどれ位の距離、離れたところにあるかを見たところでございます。そうすると、50メートル以内が2000基余りということで、ほとんどが50メートル以内に設置されているといったところがわかります。

実際の国道1号、先ほど動画でも見ていただいた状況でございますけれども、こういったところでございますと、たくさん広告物はあるのですが、この50メートル以内のところにはほとんどの広告が集中してあるといったところがわかるかと思えます。逆にそこから離れた部分というのも、場所によっては遠景が見渡せるところがあるのですが、そういったところには広告物というのは見当たらないといったところがございます。道路から視認されているもののほとんどは、50メートル以内に掲出されていると。こういった設置の実態を踏まえて景観計画における規制のあり方と整合を図っていく必要があるのではないかというふうに考えました。

続きまして、広告物の規模、どういった大きさのものがどこにあるかといったところをこのグラフで説明させていただいております。ここでは商業系や混在系の用途の地域では、高さのある広告物が比較的多いといったところがございます。いろんなところで多種多様な広告物があるので、なかなかその傾向を見出すというところは困難な部分はあるかと思うのです。けれども、ここにありますように折れ線グラフを見ていただきますと、これが実は15メートルより高いところにある広告物の割合です。全体の広告物に対する割合というところを見ますと、制限緩和区域や一般制限区域といったところに関しましては、高いところに広告物があるといったところの割合が比較的高くなっているところがございます。これは実際には制限緩和区域というのは商業地域や近隣商業地域ということで、商業系の用途地域の場所でございます。一般制限区域といいますのは、一部の住居地域、そして工業地域を含めた混在系の用途地域でございます。

実際どのように見えるかといったところでございますが、これは国道1号の状況でございますけれども、こういったところで高いところにある広告物というのは、遠くからでも容易に視認できる状況でございます。特に周りが開けた場所では、こういったところが非常に目立つといったところもございますので、こういった景観に特に影響を及ぼす広告物というのは、ある意味ターゲットではないのですが、ここに注視して規制や誘導というのをコントロールしていく必要があるのではないかというふうに考えました。

続きまして、色彩につきまして、広告物の色でございますけれども、広告物の地色、地色といいますのは広告物の中で最も大きな面積を占める色でございますけど、その地色につきましては彩度が4以下程度の比較的低

い彩度の割合が多いということになります。この下のグラフでございますけれども、これは赤とか黄色とか緑とかいった色相別に、その地色がどの彩度に分布しているかといったところを示しております。彩度が低いほど暗い色、ある意味、地味な目立たない色となります。そして、彩度が高いものであるほど、やっぱり目立つ色となります。そうして見ますと、このグラフの一番左のところでございますけれども、彩度4以下のところはやっぱり多くなっているということでございます。それ以外のところはだんだん減ってくるわけでございますけれども、一方で、ここにありますようにRという赤色に関しましては、彩度12という非常に目立つ色、高い色の割合の広告物というのも少なくなく、あるといったところも事実でございます。

実際その色というのはどのように見えるかといったところでございますけれども、例えば国道1号に関しまして、さまざまな色がありますけれども、こういった大規模な広告物の地色というのはやはり目立つといったところがございます。上の写真でこの広告物では地色が青色でございますけれども、それほど目立つ色ではないのですが、やはり大きい。単純に大きい広告物というのは、それだけ色というのは与える影響というのが大きいのかなというふうに考えております。下の写真は、赤色の広告物でございます。当然広告物としては目立つというのは、1つの重要なポイントではあるのですが、景観に与える影響というところから見ますと、ちょっと目立ち過ぎる部分があるのではないかというふうに考えています。

あとは枚方宿地区でございます。枚方宿地区に関しましては、景観計画で景観重点区域というところがございます。やはりまちなみへの影響というのは十分に配慮していく必要があるというふうに考えております。その中では、旧街道沿いといたしましては、徒歩での移動というのが主体となる場所でございます。その徒歩での移動というのを考えましたときに、大規模な広告物でなくても、目立つ色というのはまちなみに与える影響というのは大きいかというふうに考えております。このように、上の写真はコインパーキングでございますけれども、このまちなみを歩いていて、こういうのがいきなり出てきたら、やはりそれはちょっと目立つものではないかと。規模でいえばそれほど大きくないものであっても、そういうことはあります。この下の写真では、ごく一部ではあるのですが、壁面に赤色の文字で掲出されておりますと、目につくといったところがございます。こういった小規模の広告物でもまちなみにそぐわない色彩というのが目立つ場所にはなっているのかなというふうに考えます。こういったところを踏まえまして、景観になじむ広告物として、色彩基準の導入を図るべきではないかというところがございます。

以上が、実態調査から見えてきた枚方市の屋外広告物の特徴であるというふうに考えております。

吉川会長： 調査結果、非常に多岐にわたる内容の報告のようですが、アンケートのほうは皆さんのお手元のほうに、設問ごとの分析の表があるかと思いますが、実態調査の方のものは、今ご説明を聞いた内容しかございません。ちょっと議論の材料としては難しいかもわかりませんが、今、事務局から説明がありました検討に係る4つの視点と、2つ目の屋外広告物の現状について、アンケートと実態調査、これについてご説明を伺ったところで、ご質問やご意見をお伺いしたいと思います。

では、委員の皆様方、よろしく願いいたしたいと思います。

下村副会長： まずアンケートの方からですけど、資料4の市民アンケートの集計のやり方ですが、複数で回答をいただいている項目が非常にたくさんあります。これに関してパーセントで回答されているところと、実数値で上げられているところと両方見受けられます。

例えば、9ページを拝見していると、これは年齢別に分けて、実数値であり、パーセントじゃないですよ。それに対して、17ページを拝見しますと、パーセント表記ですね。

いわゆるクロス集計で属性の比較をする場合は、パーセントのほうの方がよろしいかと思います。実数値で上げておられる、19ページとか12ページというのは、特に意味はないですかね。ですから、実数値表記は全部パーセントにかえておいていただくほうが、大小の比較ができると思います。実数値だけだったら、これは比較できないですね。何か特に理由はないですよ。

委託業者： 基本的には、シングルアンサー、単一回答に関しましては、回答実数のみといったところがあります。マルチアンサー、複数回答に関しましては、当然比較というところが、隣との比較とかもありますので、一応、全回答者数に占める割合というところも合わせて表記はさせていただいております。その中での抜けといいますか、統一のとれていないというところがございます、今のところ。

下村副会長： だから、統一のとれてないところがあるということですが、修正されるという意味ですか、それとも、このままで進めるということですか。

委託業者： そこは整理させていただいて、また対応のほうを図りたいというふうに考えております。

下村副会長： わかりました。このままだったら属性間で比較できないですよ。例えば、総サンプル数が違うデータを比較する場合、1万人のアンケートで集計ができた場合と、総数が10人しか答えなかった場合を比較して、回答者がどちらも5人であった場合、1万人分の5人と10人分の5人とでは意味が違います。そういうことを今申し上げているのですが。今はそんなにサンプルに差はないですけどね。

この結果は、今回の会議資料で、公表されますよね。

事務局： はい、公表します。

下村副会長： パーセント表記に直しておかれるほうがよろしいかとは思いますが。

事務局： はい、わかりました。

吉川会長： ほかにご意見はございませんか。

藤本委員： 調査のご報告なのですけれども、これは今後どういうふうに活用されるかということと、それから、何も資料がないと対処ができないなというふうに思っているのですが、例えば駅前というのは、ほかの駅前も調べられたのかとか、国道1号をどういうふうに、どのエリアでどうやったのかというのが、ちょっと要点だけでは読み取れなかったもので、そのあたりを知りたいです。

委託業者： こちらの画面の調査位置図中、青い線で書いているところが実際に、先ほどの計測車両が走った部分でございます。道路軸といたしまして国道1号と170号、あとちょっと離れているのですが第二京阪道路も走っております。河川景観軸といたしまして、淀川沿いと天野川沿いと穂谷川沿いというのを走っております。第2種低層住居専用地域の状況ということで、北楠葉第1号線、楠葉中宮線、あと阪八幡線を走っております。あと、第1種中高層住居専用地域を見るということで、こちらの新香里中央線も走っております。景観重点区域といたしまして、ここの枚方宿のところを実際に走っております。あと、東部景観区域ということで、こちらの津田サイエンスヒルズ地区の中を一通り走っております。あとターミナル拠点の景観ということで、枚方市駅の周辺、あと樟葉駅の周辺というのも計測を行っております。あと、その中で特に屋内広告物ということで、枚方市駅の北側と南側、駅前広場を実際に走って、その結果からいろいろ今回の分析等を行っております。

藤本委員： 今後にどう使われるかで、どう言ったら良いかわからなかったのですが、
けれども。これだけの資料がありますので。継続的に調査をしていかれると
いうことでしょうか。

吉川会長： いや、もう予算的にはないんですよ。

事務局： はい。

吉川会長： 今回のデータしかないということだと思うのですが。

事務局： そうですね。今回は、特に景観上配慮しないといけないところとか、
景観計画との整合を一番に考えようということで、特に重要なところを今
回調査いたしました。これは一応、デジタルでいろいろ集計しているので、
いろんな網をかけることによって、また見えることが違ってくると思うの
で、その内容は今後そのデータを活用していこうと考えております。国道
1号は全部測っているのですが、国道1号でもそれぞれやっぱりいろいろ
持っている用途地域とかがあって、それぞれにちょっと違うので、景観計画
で定めている内容と整合していこうと思うと、やはりエリアで区間を区切
ってとか、そういう形で抽出して判定をしていかなければならないと思っ
ています。その辺の専門的なことは後でまたご提案をさせていただこうと
思っているのですが、非常に専門的なこともありますので、専門部会を
立ち上げた中で、詳細な資料をもとに検討を進めていこうと考えておりま
す。

吉川会長： ということは、まだまだデータ自身は、今後出していただけるという理
解で良いわけですか。

事務局： もちろんです。抽出したいろんなデータが、まだ報告書の形で今取りま
とめをしている最中なので、当然その電子データというのもありますか
ら、そこから今後の中で必要な規制とか誘導を図る中で、その裏づけと
なるような基本資料になりますので、それは活用していこうと考えており
ます。

吉川会長： 今日のプレゼンテーションを見ていますと、この資料の2ページ目にあ
る、上のほうの片括弧の2の、このまとめの方が密度が低いのですよね。
まだスライドで見せていただいた方が、グラフがあったりとか写真があっ
たりとかしているわけですよね。ですので、ちょっとなかなか理解が進ま

ないところがあるかと思いますが、それは順次、資料は出てくるということですか。

事務局：　そうです。その資料をもとに検討を進めていきたいと考えております。本日は規制というよりも、今の現状はわかったのですが、それを具体的にどういう形で細かいところ、例えば看板の大きさを制限するならどれぐらいまでにしたほうが良いのか、それは全域にしたほうが良いのか、ある特定地域だけしたら良いのかというのは、データを整理する中で一定集約を図りたいと考えております。

今回はアンケート調査と、それから実態調査から主に見えてきたところの大きなポイントを本日提案させていただいて、その具体についてはさらに検討を進めていこうという形を今考えております。

吉川会長：　基本的には、MMSの車が走れるところからの屋外広告物だけが対象になっているのですよね。

事務局：　はい。

吉川会長：　ですから、ターミナル拠点景観といっても、例えば歩行者からしか見えないような看板というのは、もし車から見えなければ、これは今回は対象にはなっていないという理解で良いわけですよね。

事務局：　車道から見える範囲ですね。

岡委員：　裏面の2ページ目の、屋外広告物の実態調査のところなのですが、両括弧2の実態調査結果より見えてくるものについての③の位置というところですけども、車から見ているので、50メートルの範囲内にあるというか、50メートルの範囲ぐらいしか見えないのかなというふうに思うのですが、それは違うのですか。

委託業者：　実際には、車から見える範囲というのは、やはり障害物等々がありますので、それで50メートルぐらいが限界かなというところはあるわけですね。

岡委員：　実際に50メートル範囲の中のものしか対象になっていないということですか。

委託業者：　ただ開けたところに関しては、先のほうまで見えたりしていますので。

岡 委 員： 横も見えているのですか。

委 託 業 者： はい。

岡 委 員： 角度はどれぐらいになっているのかなど。

委 託 業 者： 説明不足のところもあったのですが、今回MMSの走行の際に360度画像を実際に撮っておりますので、それも参考にしながら位置というのを計測しています。

吉 川 会 長： レーザーは走行方向だけですか。

委 託 業 者： 走行方向だけです。

吉 川 会 長： 直角方向にはとるタイプではないという訳ですか。

委 託 業 者： そうですね、はい。

岡 委 員： これは、50メートルよりもっと細かい話というのはできるのですか。例えば、沿道から5メートルとか2メートルとか。

委 託 業 者： できます。

岡 委 員： その結果もまた今後も出てくるのですか、出てこないのですか。50メートルというのは、まあそんなもんやろうという気が個人的にするので、もう少し精緻な数字が欲しいなと思うのですよね。

吉 川 会 長： 屋外広告物の規制誘導が国道から50メートルになって、検討はその中だけされているのではないかなという推測がつくのですが。

岡 委 員： それはでも、その中でどの位置にあるのかという実態を知りたいですね。

吉 川 会 長： もちろん。50メートルの範囲に何ぼというのではなくて、個々の位置は全部わかっているのですよね。

事 務 局： はい。実は大きな図面で、それぞれの広告物を点として1点ずつ落とし

ているのです。だから、今の2メートルだったり、5メートルだったりというのは、今回調査したものについては点群で位置は全部GPSで押さえておきます。

岡 委 員： それはデータとして出ているというか、アウトプットしていただけるのですか。

事 務 局： 抽出したら、何メートル以内にどれだけあるというのは、抽出のソートをかければ出てきます。

岡 委 員： はい、わかりました。

加 藤 委 員： 今回の調査結果で、今回は枚方だけの情報なのですが、いろんなところでこういう調査をされていると思うのですが、枚方という地域で、特にほかと違いというか、今回の枚方だけの報告ですと、枚方というのが例えば調査の対象として一般的な数値が出たのか、何か特異な特徴があったのかというのが、これだけだとわからないので、もし同じような地域とか、大阪市内とか、大阪府のほかの地域とかとの違いというところを、調査結果より見えてくるものとして、調査の事例も多い方から見たご意見みたいな、ご感想みたいなものをお伺いできたらと思うのですけど。

委 託 業 者： こういった移動計測車両を使った屋外広告物の実態調査というのは、大阪府内でも実はほとんどやられていない状態で、今回、枚方市さんが初めてか2例目か、それぐらいのもので、ちょっとこういった形での比較対象というのは、まだ実際にはサンプルがそろってないというのが現状ではございます。

下 村 副 会 長： 屋外広告物の規制をどうしていくかというところで、最後のほうで、ちょっと全部は聞き取りきれてないかもしれませんが、おっしゃったことの中に、面積を考慮しなければならないという話と、高さが15メートルという基準を打ち出されていて、もう1つ、色彩の3つだけですかね。どこの屋外広告物行政でも、この3つは指摘するのですが、そうしたときに、課題抽出ができていると思うので、次に結びつくような内容で取りまとめているところはよろしいかなと思って拝見していました。その中で、ちょっと気になったのが、検討の余地があるのはファサード、壁面に掲げている広告物、こういうものの高さ基準を強化するのかどうかとか、あとは15メートルというのは自立のほうですよ。

事務局：　そうですね、はい。自立の広告塔。

下村副会長：　ですから、そういう基準を出していただくのは次への発展性があると思います。そのほか、駅前に看板が多いとか、国道沿いが多いとか、その種類の色彩があるかとかという話がよく出ていました。このように広告物等の設置状況が地域によって異なるということは、地域別に指導基準をかえるという方向を模索しているというふうなストーリーに見えるのです。そういう検討の余地があるということも、現状の課題として挙げておく必要があると思います。次へと引き継ぐ案件として。また、質の話ですけど、広告物等の色彩についてですが、周辺景観に合うようにとどこの計画にも書かれています。しかし、C Iとしての企業の色が基準にそぐわない場合の対応について、藤本先生もよく話される内容ですが、検討する方法も念頭に入れておくべきだといえます。ですので、せっかくいろんなデータ蓄積がなされているので、そこから考えうる課題の整理が必要になるかと思えます。これだったら、国道1号しか強化しないという感じが見えますしね。

吉川会長：　あえてMMSを使わなくても現状で大体当たりがつく話ですので、だから国道1号が多いだろうとか、駅前周辺が多いだろうというのは大体わかる話なので。だけど実際、それをMMSを使って精緻に捉えられているわけですから、そのデータを市に使えるということになれば良いのかなと。せっかく何かしらの予算をかけて調査をしている訳だし、あるいは今、おっしゃったように、要するに大阪では初めてのケースだということもあるわけですので、せっかくのデータがうまく使えるということになればと思います。

藤本委員：　データの活用なのですけれども、やっぱり安全基準のことが非常に叫ばれていて、こういうことが一番課題になっているのですけれども。例えば、せっかくのデータがあるわけですよ。サイズもわかるわけですよ。それであれば、試験的にどこかの、例えば国道とかわかりやすいところで、実際に届出されているものと、それからデータとして読み取れたものをきちっと一度チェックするというのをしてみたら良いのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

事務局：　掲出されている分についての許可がおりているかどうかというのは、全部チェックしております。

吉川会長：　どうですか。

事務局：非常にちょっと厳しい。3割ぐらいは許可を取っている。7割ぐらいは手続違反も含めてされてないのかと。

吉川会長：アンケート調査と実態調査について、ほかにご意見は。

嶺倉委員：今の関連ですけど、2点ちょっとお聞きしたいんですけど、1点は申請がされていないものについて、実態違反と手続違反というのはつかんでおられますか。

委託業者：そうですね。一応、ある程度の形で、全ての実態違反がつぶさにというわけじゃないですけど、条件抽出のような形で、手続違反と実態違反という形の区分というのはさせていただいております。

嶺倉委員：その後、もし基準を新たに強化するとなった場合に、既設のものがどのぐらい許可できるか分かるという理解で良いですよ。

委託業者：そうですね。今回、見直しの基準検討の話をさせていただき、どれぐらいが適合適応するかということまでは、一応検討まではさせていただいております。

嶺倉委員：あと途中で気になっていたのが、壁面広告が多いという形で出されている中で、実際に手すりについても壁面に含めているということだったので、実際規制していく場合に、それを壁面という見方にはならないのかなとも思ったりもしているのです。そうしたときに、今どういう種類に分けて分類しているのかというのをちょっと教えてもらえたらと思うんですけど。ですので、壁面があって屋上があってとか、自立があってとか、のぼりがあるとか、その辺がどういうふうに分けているのかなというのが気になるのですけども。

委託業者：実際の種類分けは、ちょっと小さくて見にくいのですが、こちらに書いてある項目でして、読ませていただきますと、屋上広告物。

嶺倉委員：右上に書いているのです。

委託業者：そうですね、はい。

屋上広告物、壁面広告物、あと地上広告物ということで、地上からの自立になっておるものです。突出広告物は、壁から飛び出ているような、広

告物です。あと電柱に対する広告物、巻きつけてあったり電柱から突出していたりというところ。あと立て看板、小さい足元に置いてあるような看板ですね。あと広告幕とあるのですが、こういう幕みたいな形になっているもの、あとその他、区分はなかなかしにくいけど広告物かなと思われるもの。あとそれとは別に、枚方市駅のところについては屋内広告物。

嶺 倉 委 員： 壁面のところですよ。本当のビルの壁についている分と手すりの分と分けて出すことはできるのですかね。気になるのが、実際規制をかけるとなったら壁面にはかけますけど、手すりのほうをかけるとなるとまた違う基準をつくるのか、もしくはもう手すりはかけないのかみたいな話になると思うのです。そのときに数字がないというのは、非常に後々説明しにくくなるなと思ったので。

委 託 業 者： 明確に、おっしゃられているような分類というのは、今の中ではデータとしては持ってないのですが、例えば設置されている高さとか、そういったところは持っていますので、その辺である程度のより分けというのはできるかと思います。

嶺 倉 委 員： 手すりだったらこの辺の高さぐらいになるし、それ以上のものになればビルの壁面だろうというような推測ができるということですか。

委 託 業 者： はい。

委 託 業 者： あと実際的なところで、広告物1つに対して、写真というので画像は押さえていますので、画像を見ていく形にはなるのですが、そういった場合は実際どういう広告物かというのは視認できる状況にデータとしてはなっています。

吉 川 会 長： それは、でも撮影した全部を見ないと。

委 託 業 者： データとしては、その辺はあるというところで。

嶺 倉 委 員： 割合的にはどんな感じなのですか。この3400のうち、何割ぐらいかという。

委 託 業 者： 場所によりけりですね。例えば、淀川のところというとな非自家用が多いのですが、そういったところではフェンスとかに立てかけているものが多かったです。あるいは不動産の看板だとか、そういったものが多くて、

淀川に関しましては半分まではいかなくとも、4割近くはそういったフェンス越しのものなのかなというふうに考えています。

一方で、国道1号とか駅前に関しましては、純然たる壁面広告物のほうがもっと割合が高くなっていくというような形にはなっております。

嶺 倉 委 員： 全体とすると、やっぱり壁のほうがあの中に含まれているのが多いだろうということにはなりますよね。

委 託 業 者： 多くはなります。フェンス越しのものは半数まではいかないですけども、やはり3割とか。4割までは行かないかな。3割、4割の間ぐらいにはなるのかなというのは、感覚的には感じます。

嶺 倉 委 員： そのようになってくると、実際、地上広告物と量が変わらないというような結果になる可能性もあるのですかね。

委 託 業 者： 詳しくは見てみないとですけども、その可能性はあると思います。

吉 川 会 長： いろいろご注文がついています。特に実態調査の内容については、もう少し詳しい情報を欲しいなというのが皆さんのご意見かというふうに思います。今後、データの分析をかけて行かれるうえで、その分析の結果みたいなものを逐次、審議会にフィードバックしていただいて、皆さんのご理解をいただくということでご理解いただければと思います。

もうそろそろ時間も半分ぐらい過ぎておりますので、続いて3のほうの検討内容、今のお話と連携する話なので、またそれぞれご意見をいただければと思いますが、事務局から検討内容についての説明をお願いいたします。

事 務 局： それでは、資料1の2ページご覧ください。「3. 検討内容について」、ご説明させていただきます。

これまで説明させていただいた、見直しの4つの視点、それと市民アンケート、実態調査の内容を踏まえまして、検討を進めるためのポイントを整理いたしました。

1つ目ですが、景観計画区域との合致です。これは、4つの視点でご説明しました全体の区域設定や景観計画で設定しております景観形成区域としての軸やターミナル拠点等との整合を図ることです。

2つ目は、必要表示量を配慮した大きさ、それから設置位置のコントロールです。これは、国道沿道等に立ち並ぶ大きな看板やターミナル周辺の看板を対象に、その大きさや高さをコントロールする必要があると考えて

おります。屋外広告物はどうしても広告効果がはかりにくいいため、大型化や派手にして目立たせたいと思う心理が掲出者に働くため、周辺環境とマッチしない場合が多いと考えております。

3つ目は、メリハリのある規制誘導です。これは、制限や規制誘導を行うに当たって、景観上重要な区域としての重点区域や景観形成区域での規制誘導の強化、一方、利便性の向上に資する道先案内看板等を一定の条件のもとで緩和するなど、地域特性や実情を踏まえたものにしようとするものでございます。

4つ目は、まちなみとの調和に配慮した広告物です。これは、枚方宿地区など歴史が感じられるまちなみで、色彩等も含めた屋外広告物のあり方や、一方、生駒の山並みに配慮した広告物の高さを規制するなど、統一感のあるまちなみを規制誘導しようとするものでございます。

次にその検討イメージですが、資料2のほうをご覧ください。A4横のもので。

検討に係る4つの視点に基づき、今回実施しました実態調査結果や市民アンケート調査の結果から見えてくるものの各事項から、基準見直しのために検討すべき項目を抽出いたしました。その結果、資料中の楕円で挙げている事項について、検討の必要があると考えております。

それぞれの事項について、検討ポイントのみをまずご説明いたします。最初に楕円の一番左のほうから順に行きます。

景観計画区域との整合につきましては、整合させるということとします。

次は、その下の枚方市駅周辺の規制につきましては、規制基準への反映と、誘導基準等の検討を行いました。

それから、壁面広告の規制検討につきましては、今回、小規模のものが多く、鮮やかな色彩のものも比較的少ないため、基準の見直しまでは必要ないのではないかと考えております。

次に眺望景観のための規制としましては、自立広告物につきましては、市民意見を含め規制強化対象と考えています。また、屋上広告物につきましては、大規模なものが多くなる傾向がある割に、鮮やかな色彩のものが比較的少ないため、眺望景観への影響は少ないものとして基準見直しまでは必要ないと考えております。

色彩規制につきましては、景観重点区域である枚方宿地区で設定をすることとしております。

次は、道先案内の扱いにつきましては、利便性確保のため、一部緩和することと考えております。

それから、右のほうになりますけども、第2種低層住居専用地域を一部禁止区域に編入することにつきましては、今回の実態調査の結果、当初想

定していたよりも掲出数が多いことがわかり、その実態も考慮しまして、ガイドラインによる誘導基準等による検討を進めようと考えております。

のぼりの基準につきましても、ガイドラインによる誘導基準の検討を考えております。

それから最後に、デジタルサイネージ、ラッピング広告、屋内広告につきましても、ガイドラインによる誘導基準等の検討を考えております。

これが一応、全体の今回のアンケートと実態調査から見えてきたところの課題抽出の主なポイントとなります。

次に具体の規制について、規制・誘導基準案なのですけれども、資料3、A3縦の資料をご覧ください。この資料が、本日の肝となる資料でございます。

まず表の説明なのですけれども、大きな表が2つありますが、上の表が国道1号、国道170号、第2京阪道路等の道路軸制限区域の表でございます。下の表が、淀川、穂谷川、天野川の河川軸制限区域でございます。その下に枚方宿、東部制限区域の表をつけております。

まず資料の一番上をご覧ください。規制区域ですけれども、景観計画との整合を図るため、市域全域を対象といたします。

次に表の道路軸制限区域ですが、区域につきましては、右下にて着色しております図面がありますけれども、赤いところが道路軸の制限区域になります。従前は、先ほどの実態調査での説明がありましたけれども、500メートルの区域としておりましたけれども、今回はそれを50メートルと考えております。

それから、次に、制限内容についての表の見方なのですが、表の上の項目を左から順に重点制限区域とありますのは、これは図面の赤い線の中で、幹線道路沿道で住宅が多くある地域と考えてください。

真ん中の一般制限区域は、同じように赤い線の中で、幹線道路沿道に工場や店舗が建っている区域と考えてください。

最後に制限緩和区域ですが、これも赤い線の中で、商業地や駅周辺と考えていただければ結構と思います。

そうしますと、国道1号では、道路に面している地域は一般制限区域で、道路より奥側で50メートル以内、いわゆる道路軸内が重点制限区域となります。

表の左側の項目なのですけれども、屋上、壁面、その他広告物と分けております。その中で制限内容の従前と今回の見直しを図ろうとする内容に対するような形で表にまとめております。

今回、着色しているところが規制基準を強化しようとする箇所でございます。制限緩和区域の非自家用広告物で、一番上の表の一番右下なのですけれども、面積が50平米以内から30平米以内に、高さが広告塔であれば

15メートル以内から10メートル以内へ基準強化を図るものです。これにつきましては、市民の意識調査からも、これ以上大きな看板や派手なものには要らないということがありましたので、その実態調査も踏まえまして強化する方向で考えております。

一方、緩和につきましては、表中の「※1」と書いているところがございますが、ここが緩和するところでございます。従前は、案内看板等の非自家用広告物はそもそも掲出することはできませんでしたが、公共的施設への道案内については市民の方のおよそ半数が活用されているという実態も踏まえまして、緩和していこうと考えております。

次に、中ほどの表ですが、河川軸制限区域の説明に移ります。区域につきましては、右下の図面をご覧ください。

青い区域で示しているところで、縦に太目の伸びているところが淀川沿岸区域です。この区域につきましては、従前からの区域との変更はありません。新たに追加したものとしましては、青の線が2本あるのですが、上のほうが穂谷川区域で下のほうが天野川区域です。この2本につきまして、景観計画との整合を図るために追加しようと考えております。区域の幅としましては、道路と同じように両側50メートルでございます。

図の中の黄色い区域につきましては、これは枚方宿地区で今回新たに区域指定を行い、規制・誘導基準を設けていこうと考えております。

次に緑の区域なのですが、これは東部制限区域ですが、この区域も従前からの区域についての変更はございません。

制限内容につきましては、表の見方につきましては、先ほどの道路軸の制限区域の内容と同じでございますが、河川軸の今回につきましては基準強化はありますが、緩和はございません。

具体的には、屋上広告物の制限についてですが、制限緩和区域で、左下の枚方市駅周辺の図があるのですが、ここで太線で囲った区域の枚方市駅周辺のエリアで、新設の広告物で15メートルを超える位置に設置することを今回禁止しようと考えております。

また、自立広告物のようなその他広告物で、重点制限区域内では、従前は広告塔では15メートルまででしたが10メートルまでとし、一般制限区域では、制限なしから表示面積を30平米以内、高さの制限を10メートル以内として強化を図ろうと考えています。このことにつきましても、先ほどご説明いたしました、市民意識からこれ以上大きな看板や派手なものは必要ないというところからの設定でございます。また、その他広告物の従前の基準が2段書きになっておりますが、これは実態上、厳密に区分しづらいものを「広告塔」「広告板」と分けて扱っていますが、わかりやすく1つにすることとしたものでございます。

次に枚方宿地区ですが、枚方宿地区は、淀川沿岸区域に今でも現在含ま

れておりますが、その上にさらに制限を加えた基準を設けていきたいと考えております。

まずその内容ですが、色彩基準を設けていこうと考えております。枚方宿地区は、街道沿いを歴史的環境整備ゾーンとしており、その区域で、表示面積が1平米を超えるもののうち、右の色彩基準を超えた広告物を出す場合、事前に協議の場を設けて、基準内で設置していただくよう誘導するために、事前協議を行っていくものでございます。

一方、商業・業務環境ゾーンと生活環境ゾーンでは、15メートル以上かつ100平米以上の広告物を掲出する場合、先ほどと同じように色彩基準を設けて、事前協議制度を設けた中で、より良い景観形成への誘導を図っていこうと考えております。

次にデジタルサイネージですが、これは定量的な基準ではなく、ガイドラインによる定性的な基準を設けていこうと考えております。

次に資料の右に移り、個別項目になりますが、「のぼり、デジタルサイネージ、ラッピング広告」につきましても、より良い景観形成へ誘導するために、数値の基準によらない、ガイドラインによる定性的な基準を設けていこうと考えております。

ここまでの、事務局で検討を進めました具体的な規制・誘導内容でございます。

より良い景観形成の推進を図るためには、規制や基準と合わせて、事業者、市民の理解と協力が必要不可欠であると思われれます。そこで、規制基準とは別に、ガイドラインによる誘導基準を示していければと考えております。広告物を掲出する事業者や広告業を行う方といったプロの方向けのガイドラインとして、将来、規制基準で定めたい基準も含めて作成できればと考えております。

特に枚方市駅周辺の地域は、アンケート調査でも非常に関心が高い地域として上がっていることや、将来に向け、駅周辺のあり方を検討する、枚方市駅周辺再整備ビジョン計画の検討が今現在進められていることから、その計画に合わせ、地域が主体となった屋外広告物のあり方を盛り込んだガイドラインができればと考えております。

また、今回の見直し検討に当たりましては、実態調査の結果を参考にしながら、見直し後に現状掲出されている広告物が許可申請された場合に、できるだけ多くの広告物が許可できるようにということも考えた中で、検討してきました。屋外広告物許可の実情は、全国的にも許可申請率は低いことがありますが、安全確認の観点からも、許可申請を通じて掲出状況の把握やコントロールをする必要があると考えており、許可申請率の向上は大きな課題と考えております。以上が、「3. 検討内容の説明」でございます。よろしく申し上げます。

吉川会長： ご苦労様でした。これは、事務局の方で今のところお考えの方向だというふうに理解をさせていただいたのですが、ただいまのご説明のありました検討内容について、委員の皆さんのほうからご質問、ご意見を言っていたきたいと思います。

岡委員： 今いただいた提案なのですけれども、大阪府の基準を恐らくベースにしているのだと思うのですけれども、お調べになったもので、現状でどれぐらいの割合でこれに当てはまっていないのですか。

事務局： 今この見直しをしたらですか。

岡委員： ええ。見直しの基準に当てはまってないものがどれぐらいあるか。

事務局： 実は、先ほどちょっと説明がありましたが、この基準の中では、実際では今のところほぼ、全部じゃないのですけれども、かなりのものが基準内に入ります。

岡委員： それは、一応今あるというものは良いですよというようなものにしてあるということですか。

事務局： それで、許可を取っていただきたいなど。

岡委員： まずは、管理ができるようにしたいということですね。

事務局： はい、そうです。

岡委員： わかりました。

それともう1つは、先ほど調査結果の報告の中で、広告の自家用と非自家用には、余り見ている側では大差ないという話だったのですけれども、その他の広告の自家用の規制はなしで、非自家用は不可という、自家用と非自家用の区別は変えないということですか。

事務局： はい。

岡委員： それは、調査結果を反映はさせないのですか。

事務局： この辺の内容も、今現状を見たところでしたら、今の基準の中でも何と

かいけるのかなと思っております。

岡 委 員： 非自家用は余りないという意味ですね、これは。

事 務 局： そうですね、数は少ない状況です。

岡 委 員： もう1つだけ。枚方の駅前のお話なのですけれども、15メートルを超えるなんて言ったら、一度全部禁止したらどうなのと思うのですけれども、全部届出出して、特にのぼりとか物理的に出るものに関しては見たらわかることですし、市役所の前ですし、市の方が朝から通勤してくるときに目にするものなので、こんなのあかんと言ってしまうえば良いことなので、監視が行く範囲は禁止してしまっても良いのではないかなと思うのですが。

というのは、全然話題に上がってない樟葉の駅前というのがあります。樟葉の駅前は枚方市じゃないのというぐらい、今、全然対象になっていないのですよね。問題ないから、なっていないのだらうと思うのです。でも、あそこは京阪に任せといたら良いですという話なのかどうかですよ。あそこからは何を枚方市が受け取るかというのをちょっと考えないと、あそこは京阪のくずはモールがうまいことやってくれるからほっといたら良いですというふうな感じが今しているので、その辺のところを今後どういうふうにするのかというのをちょっと教えていただきたい。

事 務 局： 今回、調査はもちろん、樟葉の駅のターミナル周辺も実態調査をしました。樟葉駅前もモールがリニューアルされて、かなりまちなみが形成されて、屋外広告物にしても一定秩序がある中で掲出されております。そういう中であっても、枚方もほかの駅の駅前もありますので、当然そういう中で共通の基準というのは必要だと思います。特にその中でも今回枚方市駅は、やっぱり枚方の玄関口、顔となるので、特に市民の意識も非常にそこが注目されているので、まちがちょうど動こうとしている、まちが変わろうとしている、まさしく今のタイミングで、今回、枚方市駅前を特に重点を置いたのです。

岡 委 員： 通行人に、市役所があるから駅前良いですよというふうなことが言えるようになってないといけない。樟葉はどうしているのですか。勝手に出てくるものってありますよね、のぼりとか。京阪と関係なしに出てくるものというのは、樟葉はどう対応しているのですか。

事 務 局： のぼりも適用除外の分が結構あると思うのです。そういったものとか、もし苦情があった場合には指導に行ったりとかはするのですけれども、ただ

許可を取っているというのぼりがない状況もある。

岡 委 員： 許可とかそういう意味ではなくて、樟葉は京阪が何らか管理をしているのですか。

事 務 局： 自分のところのモールの関係は、全部それはもちろんコントロールされているでしょうね。

岡 委 員： 駅前のところなんかは何もしてないです。せずに、市民から何の苦情も来てないという状態が保たれているわけですか。

事 務 局： そうですね。

岡 委 員： それはなぜかということ、ちょっと調べられるべきかなと。勝手にやってくれてはるからほっときましょうではなくて、どんなことをやっているから樟葉の駅前は誰も文句言わないのかということところを。

吉 川 会 長： 逆に言うと、自己規制が働くのかもわかりません。モールのほうで京阪がある種のマネジメントをやっていると、それが周辺のほうまで規制が働いてしまう精神が。

岡 委 員： モールのところが多いですね。

吉 川 会 長： 中心市街地というところすぐ枚方市駅周辺というのだけど、今や商業中心は樟葉に移っちゃっているわけですよ。ただ、今、岡委員もおっしゃったように、ひょっとしたらこちらのほうは行政的な中心に比重を置いていくという形になってくると思うのですよね。だったら、まさしくそれなりの屋外広告物を置いていかないといけないという気がします。

ある意味で、細かい部分まであるかと思いますが、ほかにご意見、ご質問。

富 田 委 員： ちなみに教えていただきたいのですが、15メートルを超えるということで、枚方市駅前の、現状から言いましたら何パーセントぐらいが引っかかっているのですか。

事 務 局： 基準として屋上広告物だけを今対象に考えております。

富 田 委 員： そういうことですか。屋上広告物というと。

事務局： 枚方市駅、結構あるのですが、スカイラインのところはなかなか統一感がとれないなというので、新規分だけを制限していきたいと考えています。

富田委員： 今回も、さっき先生がおっしゃったように札幌の事故が起こって、日広連という我々の看板組合の、東京に本部がある親会に当たる場所ですけど、そこの方が調べられているんですけど、統計でいくと、やっぱり30年ぐらい経った看板が非常に事故が起こる可能性が高いということなので、やっぱり30年経ったものについては、業界の人間が言うところとちょっとおかしいかもしれないですけど、普段から安全点検されてないものについては、ある意味行政側が力を入れて撤去されたほうが良いんじゃないかなという感じがしますがね。怖いですよ、はっきり言って。

吉川会長： 届出がないものが7割もあるということになると、台帳レベルでチェックできないという話になりますよね。

福山委員： 今、元の近鉄さんのあるところ、つぶされてこれから建て替えられますね。当然建築確認申請が出ているから、今基礎をぐいぐいやっておられるんやけれども、これに対して当然そこそこの高さになると思うので、それに対する今回の規制とか、それから地域に対する順応性とか、そういうことは市としては配慮されているんですか。

事務局： より良い景観をつくるという目的で、協議会を立ち上げていただきまして、景観的な配慮について理解を深めて、自主的なコントロールをしていただきたいと思います。

吉川会長： ということは、もう規制をかけておいても大丈夫だと理解して良いのですか。

事務局： より良いものをつくっていかう、地域としてまとまりのある、統一感のあるものにしていかうということで今働きかけているので、まだ決定ではないのですが、これから検討を進めていきたいところでございます。

吉川会長： ほかにございませんでしょうか。

今日はいきなり実態調査の結果の概要を聞いて、今報告をしるところで、なかなか委員の皆様には具体化について理解が進まないとは重々承知しておるところでございますけれども。

先ほど事務局のご説明の中で、結構、規制強化というよりは、ガイドラインを設けての誘導という方向性のほうが多かったように思うのですが、それは実態のほうで7割も許可申請がないという現状を踏まえて、一挙に規制強化に働いても、多分規制力を発揮するのが難しいというところが根底にあるのでしょうか。

事務局： はい、そうでございます。

吉川会長： とは言いながら、今の富田委員のほうからもお話がありましたけど、安心安全待つことが出来ないところでもありますので、ありますので、そちらのほうもチェックをかけるということを考えていただきつつ、規制誘導の基準を定めていきたいというふうには思っています。

藤本委員： この枚方宿地区のところの表記が、ちょっとわからないのですけれども、色彩基準として、対象規模を超えるものに対してこの色彩基準を考えておられるというところなののでしょうか。

事務局： はい、そうです。

藤本委員： 枚方宿地区にも商業・業務ゾーンがあるということですか。

事務局： あります、はい。

藤本委員： 15メートルを超えなければ、色彩基準を入れないと。

藤本委員： だったら、この表はちょっと見にくいですよ。

吉川会長： 10年ほど前ですかね、枚方宿地区の色彩をチェックした際、小さいのだけど非常に赤系統が目立つ色が看板のほうで出てきていますので、ぜひやっていただきたいというところはあります。

岡委員： 先ほど事務局に渡したのですが、神戸の岡本のほうで、地元の商店街の人たちが、自分たちが看板を出すときにどんなものが良いかというのを協議して、つくっているガイドラインがありまして、それがとてもよくできているのですよ。もちろん行政のほうから、これだけ届出しるとかいうのもあるのですが、枚方宿で全部1平方メートルを超える広告物で、例えば1掛ける1のものが出てきても格好良いなと思うものもありますし、事前協議を一体誰がするのかというところもあるのですが、地域

の中で自分たちの広告物をお互いに言い合って良いものにしていくというふうなことの支援もできるだけしてさしあげて、むしろ規制するべきと言うよりも中で話し合えるような場とか、アドバイザーみたいなものを派遣するとかいうような形での支援をして、自分たちでやってもらうという方向性にしてみてはどうかと思うのです。ぜひ、街道沿いのところは。

事務局：そうですね。岡本版のルール決め方というのは非常に先進的な取り組みで、参考になると思います。

吉川会長：よろしゅうございますでしょうか。

嶺倉委員：少し気になる点をお知らせさせていただくと、1つが道路軸の緩和のところなのですが、公的施設への道案内なのですが、適用除外のところでも道先案内図が適用除外の項目に挙がっているところがありますが、考え方の整理が必要になってくるのじゃないかなというところがまず1点です。

あともう1点が、特に道路軸、河川軸はそうなのですが、隣接する市さんとの制限の違いとか、そういうところの整理というのも必要になってくるのじゃないかなというのが2つ目のところです。

あと表の書き方だけなのですが、河川軸制限区域のところ、青色で沿岸50メートルと書かれているのですが、淀川のところだけ多分50メートルじゃなくなると思うのです。

事務局：はい。

嶺倉委員：なので、ちょっとここの表現だけ誤解を生まないような工夫が必要かなと思います。

事務局：はい、わかりました。

吉川会長：それでは、もうあまり時間がございませんので、「4. 今後の進め方」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは資料1の2ページ、「4. 今後の進め方」をご説明いたします。

最初の1の専門部会での検討(案)でございますが、今回、事務局で提案させていただいた規制基準等の内容につきましては、専門性の高いものも含まれますので、審議会の中に「専門部会」を設置して具体の検討を進めようと考えております。

本日記りました、お手元の「当日資料1」と記載されている資料をご覧ください。これは事前に送付させていただいておりません資料ですが、専門部会での検討を進める上での構成する委員の選出等についてご説明をいたします。

最初の1番の専門部会の構成と目的としましては、専門部会は、景観に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員で構成され、本市の地域特性を踏まえた屋外広告物の規制・誘導のあり方について専門的に検討を行うこととします。

専門部会の委員につきましては、表に記載の6名の委員の方で考えております。これは、実は本審議会運営要領に、諮問事項が「枚方市都市景観基本計画及び景観計画の改訂について」の場合は、学識分野の委員5名と行政分野の委員から成る部会で詳細を検討することとしておりますので、今回の検討内容がこれに準じるものであることから、この委員を基本として構成をいたしております。また、これに伴い、本審議会運営要領を当日資料の2と3にございますように改正しようと考えています。

また、当日資料の1番に戻っていただきまして、2の専門部会での検討内容といたしましては、「枚方市都市景観基本計画」及び「枚方市景観計画」に即した屋外広告物等の規制及び誘導について、規制に係る許可基準や誘導基準となる「ガイドライン」等の内容及び景観計画等の変更に係る内容を検討します。具体的には、数値等の基準等の詳細の内容に係る検討について、専門部会の意見を伺って検討を進めたいと考えています。

3の専門部会を設置する根拠としましては、本市附属機関条例第7条において、「会長は、附属機関の担当事務に関し必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。」となっております。

次に2のスケジュール案についてですが、お手元の資料5をご覧ください。今後のスケジュールでございますが、目標といたしましては、来年、平成28年4月に屋外広告物条例の改正をしていきたいと考えております。本日お示ししました見直しの方向性で、より詳細な検討を進めて良いということでしたら、先ほどご提案しました専門部会のご意見を伺いながら、詳細基準の検討をさらに進めていきたいと考えています。

来年度第1回目の審議会につきましては、6月上旬ころを目標に開催し、それまでに専門部会の開催ができればと考えています。

また、来年度の秋ごろまでには素案をまとめ、パブリックコメントの実施、その後に屋外広告物条例の改正と景観計画の改定を目指していきたいと考えております。

以上でこの案件についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

吉川会長： ということは、このスケジュールから見ますと、この審議会そのものは

大体、来年度に4回ぐらいを予定していると。

事務局： はい。

吉川会長： その間に専門部会が開かれて、規制と誘導の基準が定まって行って、それを審議会のほうにフィードバックをしてご理解をいただく、あるいは承認をいただきながら進めていくというふうに理解をしいですね。

事務局： はい、そうでございます。

吉川会長： 今日は大体の方向性が示されておりまして、あと専門部会のほうで検討を進めるという形になっておりますが、今説明がありました今後の進め方、専門部会の件とスケジュールの件についてご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。屋外広告物の専門部会ができるので、私は抜けさせてもらおうと思っていました。

ということで、行政は嶺倉さんと、あとは学識経験者だけということになります。よろしくお願いします。

それでは、ご理解いただいたようです。

それでは、本日の審議会の取りまとめになりますが、議案となっております「枚方市都市景観基本計画及び枚方市景観計画に即した屋外広告物等の規制及び誘導について」、今日、事務局のほうから概要、方向性をお示しいただきました。これを基本として、皆様からいろいろご意見いただいておりますが、それも踏まえて、ただいまご承認いただきました専門部会で規制あるいは誘導に係る基準、それとガイドラインなどを検討することでご理解をいただくということで、ご異議ございませんでしょうか。

出席委員： （異議なしの声）

吉川会長： それでは、異議がないということでまとめさせていただきます。

それからもう1点、最後に確認ですが、専門部会について事務局のほうからメンバーの提示をいただきましたが、これについても皆さんのほうで異議はありませんか。

出席委員： （異議なしの声）

吉川会長： それでは、異議なしということにさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、最初の審議会は6月の上旬というお話でし

た。27年度は、一応4回審議会が予定されておりまして、その間、専門部会も開かれるということで、非常にタイトなスケジュールになっています。ですので、いろいろ、今日の資料等についても委員の皆さんのほうで熟知、充分熟読をされてご理解を進めておいていただければというふうに思っております。審議会としては、今申しあげましたように6月上旬ごろを目途に第1回を開催する予定になっております。それまでに専門部会を開催するという方向でございますので、次回の審議会では専門部会の検討内容についてもご報告していただくというふうには思っております。

ぜひとも第1回も皆様にご出席をいただきたいというふうに考えております。では、以上をもちまして、本日の審議はこれで終わらせていただきます。進行は事務局のほうにお返しします。

3 閉 会

事 務 局： どうもありがとうございました。

先ほどありました、専門部会の開催につきましては、選出委員の皆様と今後日程調整をさせていただき、専門部会での検討状況に応じての次回の審議会の開催日程を調整したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、整備推進室長の太田より閉会のご挨拶をさせていただきます。

太 田 室 長： それでは閉会に際しまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、長時間にわたりご意見をいただきまして、ありがとうございました。

屋外広告物の規制及び誘導の検討につきましては、本日委員の皆様からいただきました貴重なご意見をもとに、さらに再検討しながら進めさせていただきますと思っています。

そこで新年度の第1回景観審議会に向けまして、本日選出いただきました専門部会の委員の皆様、短期間ではありますが、「より望ましい屋外広告物等への規制と誘導」に向け、実効性のある具体策を活発にご議論いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがお礼の言葉とかえさせていただきます。本日は本当に長時間ありがとうございました。

事 務 局： 本日は委員の皆様、ありがとうございました。これもちまして、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。